

流山市農業委員会  
平成25年第1回  
総会議事録

平成25年1月24日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成25年第1回総会議事録

1 期 日 平成25年1月24日(木)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 9番 中村 敏則  
10番 大作 榮

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	5番 酒巻 孝美
6番 豊島 啓行	7番 青野 直
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
14番 水代 啓司	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

4番 中村 彰男

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美 次長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について	2
(2) 議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	4
(3) 議案第3号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について	6
(4) 報告第1号 専決処理の報告について	9

開会 午後3時01分

高市議長 それではですね、定刻でございますので、ただ今から始めたいと思います。遅ればせでございますけれども、明けましておめでとうございます。昨年は色々皆様方の御協力によりまして、流山市の委員会或いは東葛8市のもので、委員会の方々に御協力をいただきまして、無事にですね過ごさせていただきました。また、県の方もですね、千葉県の農業会議の方も、今、副会長ということですね、皆さんの御協力の賜と心から感謝している次第でございます。また、今年度はですね、この3月に掛けましてですね、色々催しもございますが、一つ御協力の程、よろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、ただ今から、平成25年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、4番、中村彰男委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。9番、中村敏則委員、10番、大作委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第1号の「農用地利用集積計画の決定について」から議案第3号の「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」までの3議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第1号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第1号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年1月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

まず、新規分から御説明させていただきます。初めに、1番ですが、権利者は流山市中野久木の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の田、1筆、面積は1,021㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、1ページでございます。

次に、2番ですが、権利者は流山市中野久木の方で、先ほどの1番と同じ方でございます。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の田、1筆、面積は1,021㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましても1番と同じく、1ページでございます。

続きまして、議案書の2ページでございます。ここからは、更新によるものでございます。初めに、3番ですが、権利者は流山市平方の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市平方及び中野久木にある田、2筆、合計面積は2,062㎡で、利用権の設定期間は更新により10年間です。議案案内図につきましては、平方の田が2ページ、中野久木の田は3ページでございます。

次に、4番ですが、権利者は流山市中の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市桐ヶ谷及び谷と上貝塚にある畑、5筆、合計面積は844㎡で、利用権の設定期間は更新により10年間です。議案案内図につきましては、4ページでございます。

最後に、5番ですが、権利者は流山市上貝塚の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市下花輪の田、1筆、面積は489㎡で、利用権の設定期間は更新により6年間です。議案案内図につきましては、5ページでございます。

今月の利用集積計画は、以上の5件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が3件であります。

最初に1番の権利者と2番の権利者が同じ方でございますので、一括して報告させ

ていただきます。権利者の職業は農業で年齢は89歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約1.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状況でありました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、更新分でございます。3番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は62歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約1.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。次に、現地の状況ですが、対象の田は2筆でございますが、1筆の田は耕起済み、一方の田は稲刈り後の状況でありましたが、本件については今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は35歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約11.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。次に、現地の状況ですが、対象の畑はわけねぎが作付けされた状況でありました。

本件については今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は49歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約3.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。次に、現地の状況ですが、対象の田は耕起済みの状況でありました。本件については今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

(午後3時11分 青野委員入室)

高市議長 御苦労さまでした。これより、本案に対する質疑に入ります。なお、本案のうち、5番については、山崎委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、山崎委員に退席を願い、先に審議を行います。

山崎委員の退席を求めます。

(山崎委員退席)

高市議長 これより、本案のうち、5番に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第1号のうち5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第1号のうち5番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

山崎委員の除斥を解きます。

(山崎委員入室)

高市議長 次に、本案のうち、1番から4番の案件に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第1号のうち1番から4番の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第1号のうち1番から4番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第2号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成25年1月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに1番ですが、申請者は流山市上新宿にお住まいの方でございます。次に、申請地ですが、申請地は流山市上新宿の畑、1筆で、面積は43㎡です。本件土地につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は20年以上前から住宅の敷地の一部として使用されておまして、今回、申請地の地目変更登記申請を行うために証明願の提出があったものでございます。議案案内図につきましては、6ページでございます。

次に2番ですが、申請者は流山市上新宿にお住まいの方で、先ほどの1番の方の母親に当たる方でございます。次に、申請地ですが、申請地は流山市上新宿の畑、

1筆で、面積は32㎡です。本件土地につきましても登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は20年以上前から住宅の敷地の一部として使用されておりまして、今回、申請地の地目変更登記申請を行うために証明願の提出があったものでございます。議案案内図につきましても、1番と同じく6ページでございます。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

1番の申請地と2番の申請地は同一敷地内で関連がございますので、一括して御報告いたします。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。最初に、申請地は東武野田線初石駅の南西約1kmに位置している土地で、地目は畑で、現況は住宅の敷地として現在も使用されておりました。

1番の申請地は、平成19年に親から相続を受けた農地であり、親が住宅を建築した際、住宅の進入路として使用され、現在に至っているということです。

2番の申請地につきましても、昭和51年に親から相続を受けた農地ですが、母屋と物置を建築した時から建物の敷地として使用され、現在に至っているということでございました。申請理由といたしましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため申請があったものでございます。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真並びに平成24年11月及び平成25年1月発行の固定資産評価証明書が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、宅地の一部として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いしたいと思います。ございますか、質疑。

8番(水野委員)この地図から見て、これ同じ敷地内なんですかね。

高市議長 敷地。

8番(水野委員)要するに、この さんという方と さんという方は親子なんですかね。

吉田次長 こちらの敷地でございますが、まず同一の、同じ家族の方の土地になって

おります。今回の1番の申請者の上にもう1軒、ちょっとお名前は余り言えないんですが、この方は父親になります。現在は亡くなっておりますが、父親の表示になっております。

高市議長 水野委員、よろしいですか。

8番(水野委員)はい、問題ないです。

高市議長 ほかにございますか、御質問。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第2号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第3号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、流山市選挙管理委員会へ次のとおり送付する。

平成25年1月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

皆様には既に御承知のことではございますが、農業委員会の選挙人名簿に登録されるための要件としては、三つございます。一つは流山市内に住所を有していること、二つ目は今年ですと平成25年4月1日以前に生まれた方、三つ目として10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方及び10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方の同居の親族又は配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する方の三つが要件となっております。そして本案につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定によりまして、農業委員会は選挙人名簿登載申請書を受理したときは、1月31日までに市の選挙管理委員会に送付しなければならないとされておりますことから、本日の総会に上程をさせていただいたものでございます。

次に、今年の農業委員会選挙人名簿登載者として送付いたします人数でございますが、今年送付となります人数は男性が862名、女性が883名、合計で1,745名でございます。対前年比、昨年との比較では75名の減でございました。また、次の6ペ



ージには、その内訳となっております一覧表がございます。これには各農家支部組合別の内訳の記載がございますので、併せて御参照いただければと思います。

御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今の説明について、御質疑お持ちの方は挙手を願いたいと思います。ございますか、質疑が。選挙人名簿。

5番(酒巻委員)選挙人名簿の数ですか、前年との差がマイナス75名となっておりますが、今年はいくら減っているような感じなんですけれど、去年はいくら減っているのか、ちょっと教えていただければと思います。

吉田次長 こちらの増減の推移ということでのお尋ねかと思っておりますので、まず、今年を含め3年間の人数を申し上げさせていただきたいと思っております。まず、平成23年、24年、25年、こちらの人数を控えて参りましたので、申し上げます。平成23年につきましては、合計人数で申し上げます。平成23年が1,899名、そして平成24年、昨年ですがこちらが1,820名、平成25年、今年が1,745名です。これの増減でございますが、23年度につきましては17名の増でございました。そして平成24年、昨年につきましては79名の減でございました。そして今年はいくら減という形で推移しております。それで昨年、平成24年、それから今年25年、この2年につきましては減少傾向が見られる訳でございますが、減の主な要因といたしましては、亡くなられた方の人数が多いことですね、あと高齢により農業従事日数が足りなくなってしまうとか、また、転居したとか、そういった方の数が減の方に現れてるようでございます。なお、平成23年度は微増ですがプラスになっております。こちらは恐らく選挙の年ということもあって、そういうのもきっと反映されて増になったのかなということは感じております。全体としては、高齢化とかそういったことによって減少しているという状況かなというふうに思っております。

高市議長 よろしいですか。

5番(酒巻委員)はい。

高市議長 ほかに質問。

7番(青野委員)遅れてすみませんでした。今、次長から説明があったんですけども、死亡が多い、それから高齢者が多いということなんでしょうけれども、今後の見通しはどのように推定されておりますか。農家構成の中で寝たきりでね、中々農業のために面倒見切れないで施設にお世話になっているとか、こういうようなデータは介護支援課、市長部局との連携はどのように取られてます。

吉田次長 まず、1点目の今後の見通しということでございます。この高齢化、これについては今後も続いて行くのかなと思っております。ただし、それだけですと農業が尻すばみ、衰退の一途となってしまいますので、そのためにも新たな新規の就農者の獲得とかですね、そういったものにこれからは力を入れて行かなければいけないのかなというふうに思っております。あと2点目の農業従事者の例えば寝たきりとか介護とかそう

いった方の把握をしているかということでございますが、その辺のところまでのデータ管理の方は出来ておりません。以上です。

7番(青野委員)中々そこまでね、農業委員会として難しい問題は有るんでしょうけれども、魅力がある農業、そして若い人たちが農業に従事をする、Uターンをしてもらえる、こういうような意味から行けば、私は市長部局と連携を取って、こういう高齢者、特に介護支援を要するような対応をね、取って行かないと、若い人たちが農業をやろうという意欲を失ってしまうんじゃないのかなと、おじいちゃん、おばあちゃんを面倒見ながら農業もやらなければならぬ、そうじゃなく、もっとやはり私は農業従事を魅力のあるものにして行く上ではね、社会問題になっているこういう高齢者対策にも農業委員会として手を付けて行かなければなかなかUターン、これから農業に意欲を燃やして行こうというのが、薄れるんじゃないのかなという心配をしているもんですから、そういう質問をさせていただいたんですけれども、これは一つ事務局長という立場でね、市長部局と外郭団体というかね、行政委員会の農業委員会とのバランスをどういうようにな、考えているのかね、お聞きをしたいと思います。

岡田局長 高齢者の対策、担い手との関連であります。確かに事務局としてはやはり今、吉田から言ったように、把握はできてないのが実態であります。それがために今回の選挙人名簿等々から得られる年齢と生年月日等とですね、そこから推定して行くところであります。本来ならばそこで初めて農業に従事出来ているのか出来てないのかというところが、そこで分かってくるんですが、形式化、形骸化しちゃっての申告が中にはあるのかなというふうに思ってます。我が家では父親が、今、在宅で介護を受けておまして、それまではこの年間の従事日数等々はですね、クリアしてたんですけれども、やはり介護に入ってからでは従事できませんから、名簿から外させていただいているという実情があります。そういったことが各農家の方々が理解されているのかどうかという点がですね、私どもの指導不足があるのかもしれませんが、正確な数値としてはどの方がどの年齢で恐らく出来ないであろうとかであります。また、今回も89歳の方のいる集積の関係でですね、代表者という形となっておりますが、そういった方が果たしてどこまで従事出来ているかということも、我々も懸念をしているところであります。で、行政との関係の中ではですね、当然そういった方々がいらっしゃることによって農業に対する従事に制限されてしまうということでは、生産活動が損ねてしまいますので、ヘルパーさんなりそういう新たなサービスの展開が出来ないだろうか若しくは施設の方で一時的な忙しい時期にだけでも預かって貰えないだろうかというディサービスとショートスティとかですね、そういったものが可能となるようなサービスの提供というものは、ますます必要が増えてくるんじゃないかというふうに思っています。本当に貴重な今後の農業経営の運営としては、本当に我々が触って来なかったところに踏み入って行かなければいけないのかなというふうに思っております。委員さんにも

そういう意味で地域に精通しているということからですね、そういう情報を私どもにお寄せいただくことによって、また、地域の民生委員さんとの連携等々によってはケアマネージャーが訪問してその処遇を改善できるような仕掛け作りになるのかなと思っております。したがって、限られた情報かも知れませんが一つ一つそういった実例を挙げて対照して行くということが必要でないかなと、本当に切羽詰まった形での御意見でありますし、私も身をもって、今、考えているところであります。各委員さんにもそういった意味には情報収集ということで、また、大変なことになってしまうかも知れませんが、ここは委員会として組織を挙げての取り組みということも、今後事業の中でですね、位置付けて行かなきゃいけないのかなというふうに思っています。ソフトとしては、やはり、そこも見て初めて担い手、そして現農業経営者の方々の生産効率を上げて行くという意味での後方支援体制をして行かなきゃいけないなというふうに思っております。今、どう具体的にやったらいいかは思い浮かばないところでありますが、一応認識して行きたいと思えます。

7番(青野委員)今、非常にね、今、サラリーマン家庭もそれからあと独居というか、老々介護ということで夫婦だけの家庭で悲惨な事故も起きてる訳ですよ。私はね、農家の方々は家が広いですから、本当に農家の人たちで先祖代々守ってきた親を面倒見てる。そこで少なくとも農家に専念できるように若い人たちが、それは両親の希望もあるでしょうけれども、ショートステイをお願いをして繁忙期を乗り切るとかね、そういうような対策をこれから高齢者世帯というか高齢化の時代ではね、農業委員会も心掛けて行かないと年々この登載申請が減少をして行く、そこはね私は大きな課題だと思ってるんだいね。ま、一つ意見として申し上げておきます。

高市議長 要望でよろしいですね。

7番(青野委員)はい。

高市議長 ほかにございますか。ほかに質疑ございましたらどうぞ。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第1号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第1号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年1月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の届出は2件で、移転の原因はいずれも相続によるものでございます。また、内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上、今月の農地法第3条の3第1項届出の合計は、2件、4筆、822㎡、地目別の内訳は、畑が4筆、822㎡でございます。

次に、議案書の8ページでございます。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は3件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が1件、店舗が1件、駐車場拡張が1件ございました。

以上、今月の4条届出の合計は、3件、5筆、2,290.89㎡、地目別の内訳では、田が3筆、294㎡、畑が2筆、1,996.89㎡でございます。

続きまして、議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は107件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳につきましては、売買が102件、贈与が2件、賃貸借が2件、使用貸借が1件ございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が105件、モデルルームが2件ございました。

なお、この5条の届出の中で、9ページにあります4番から18ページにあります90番までの合計で87件の届出された土地につきましては、流山市木地区一体型土地区画整理事業の区域内の中に建てられました共同住宅の分譲に伴い届出があったものでございます。このことからこの届出になりました87件の土地は、いずれも同じ土地でございますので、5番から90番までの届出地の地番、面積などは省略させていただきますので御了解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上、今月の5条届出の合計ですが、107件、1,076筆、426,302.18㎡、地目別の内訳につきましては、田が446筆、144,016㎡、畑が630筆、282,286.18㎡でございました。

御報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時59分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年1月24日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 中村 敏則

流山市農業委員会委員 大作 榮